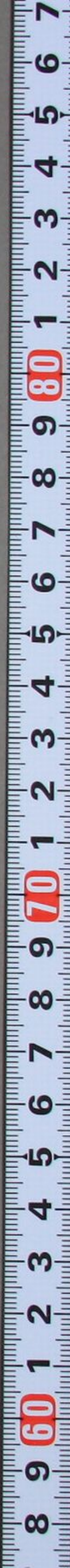


標註職原抄校本

別記  
上





標注職原抄本別記卷之上

長門

藤原芳樹撰

冠位十二階並官位冠位の別

推古紀十一年十二月戊辰朔壬申始行冠位大德小德大仁  
 小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智并十二階並以  
 當色絶縫之頂撮摠如囊而著縁焉但元日著髻華また十二  
 年春正月戊戌朔始賜冠位於諸臣各有差と見也これより  
 以前も冠といふものなきよとありざりき古事記御禊の  
 件又次於投棄御冠所成神名飽咋之宇斯能神と見えざる  
 を始め出雲風土記又神門郡冠山といふを記して大神之





御冠といへるなど、この大神ハ大己貴命のことなり神代よりかくあれ  
 る。ちて神武天皇以来ハ冠のありけむこと、辨をまこと  
 然ハあまきと上世ハ、いまだ冠を以て、人の尊卑を定むる制  
 度ハなかりしを、こけりの事委く推古の御代至て始て  
 冠色より至て、位號を建られたり、されむこれを皇朝に冠  
 の出来たる始なりとは思ふべし、位の出来と原な  
 りとれりふべし、さて日本紀の文を考るふ、十一年十二月  
 二、冠位の事さごまりて、十二年正月の朝拜より、これを著  
 きしめたまひしりのなり、故に此抄に、始行冠位とある、十  
 一年の初より依りて、始賜冠位とある、十二年の初を取

まるとハ、さ事なりけり、石川正明が冠位通考に、この時群  
 臣諸氏を十二等とわらちて、云々の氏ハ大徳、云々の氏ハ  
 小徳、云々の氏ハ大仁、云々の氏ハ小仁など定て、其冠をたまひし事  
 なり、此冠ハたわやけより賜りて、尊卑の驗とに、後世位記  
驗といはる冠がはなもち位なるゆゑ、冠位ととりふ、尊卑ハ  
同し家よりつきたる尊卑まで、身を終るまで同階なり、次第轉昇  
 の位はあらばといへふ、ひがことなりむ歟、尊卑ハ家よりつ  
 きたる尊卑なりむ、また、某氏某姓とのこよて、よく別  
 るべし、いりて、煩ハしく、大徳小徳云々などの位號を、制  
 きしむべき位號を、制せしむるハ、次第轉昇の為なるこ



といとむも更なれどその品十二よかぎりて階級数以くなく後世の如くならざりし如く正明ハかく思へるなるべしされどもこの説のたちぐとき證ハ即ち此天皇の三十年の新羅征伐の件ハ以大徳境部臣雄曆小徳中臣連國為大將軍と見えた系境部氏さばりの貴姓とも見えぬを大徳の位なるハ此度の大將軍に任せられし人にて其才徳勲勞衆の歸服せしほどを推量り知るべしまた同十四年ハ丈六の佛像を元興寺の堂内に入し功より鞍作鳥とりしものを賞たまひし件ハ造佛像既訖不得入堂諸工人不能計以將破堂戸然汝不破戸而得入此皆汝

之功也即賜大仁位とあり大仁ハ大徳小徳よつぎたる尊位なりもし正明の説の如くならむハ鞍作ハ品部の類にていし卑姓の者なりたとへいしをかりの勲功ありとて賜ふまじき理を枉て賜ふことやもあるべきも年月経てたのづから制度の弛めし世ならむハあるまじき事ありあらずとめれどこれハ十二年ハ始行きて十年も過ぬほどなりされむ臣連伴造國造の諸氏の尊卑の序列を改て位階を設け功績を辨らるる盤觴ハこの十階で始なりけふさて文ハ以當色絶縫とある絶ハ和名抄ハ阿之岐沼と訓り言義と惡絹なり賦役令標注よさふ絶を以て制らるるむかりな事ゆゑ織文などハなる



當色とて其位に當る色とす事なり。紀に色の制を記さ  
 れざるゆゑ今知るべきよしなきにせむ。按ふに紫赤青紺黒  
 緑の六色を深淺にて十二等とせしむるのなるべし。白ハ貴  
 色にて天皇の外用ひたまはれぬ。この限はあり。頂撮總  
 如囊而著。緑とあるをねもへむ。緑ハ珠更ニ羅の類などの  
 有文の絹にて別につけてさるべし。なほ七色十三階の  
 件はあはせ。位をむ色もて別たさるれど。その上代の制を  
 て考べし。も廢すとす。彼十一年の始行冠位の文のつゞき。唯元  
 日著髻華と見え。髻華ハ後世いとあふ心葉の如し。上  
 古よりあまらる物なり。同紀の十九年五月己丑の藥獵の  
 件は。是日諸臣服色皆隨冠色。各著髻華。則大徳小徳並用金  
 大仁小仁用豹尾。大禮以下用鳥尾とあるハ。冠たゞ色を別

てふのこゝにて絶を以て制さるるものなり。ゆゑに  
 事とあふをり。髻華を用ひて威儀をつくらはしむ。さほ  
 を知べし。この後孝徳紀の大化三年。制七色十三階之冠。  
 一曰織冠。有大小二階。以織為之。以繡裁冠之。縁服色並用深  
 紫。二曰繡冠。有大小二階。以繡為之。其冠之縁服色並同織冠。  
 三曰紫冠。有大小二階。以紫為之。以織裁冠之。縁服色用淺紫。  
 四曰錦冠。有大小二階。其大錦冠。以大伯仙錦為之。以織裁冠  
 之。縁其小錦冠。以小伯仙錦為之。以大伯仙錦裁冠之。縁服色  
 並用真緋。五曰青冠。以青絹為之。有大小二階。其大青冠。以大  
 伯仙錦裁冠之。縁其小青冠。以小伯仙錦裁冠之。縁服色並用



紺六曰黑冠以黑絹為之以黑絹為之の五字板本脱有大小  
 二階其大黑冠以車形錦裁冠之縁其小黑冠以菱形錦裁冠  
 之縁服色並用緑七曰建武初位又以黑絹為之以紺裁冠之  
 縁この時彼絶冠の物げなきを廢て織繡紫錦青黑等を以  
て制せしむるをてこの冠の縁を別なる絹もて裁つけ  
 られしむるをもへむ十二階の冠の縁も別なる絹ありし  
 たりべし此度ハ髻華を着る冠をむ殊更につくられけり  
 上文のつゞきハ別有鍙冠ツホ以黑絹為之其冠之背張漆羅以  
 縁與鈿異其高下形似蟬小錦冠以上之鈿襟金銀為之大小  
 青冠之鈿以銀為之大小黑冠之鈿以銅為之建武之冠無鈿

也此冠者大會饗客四月七月齋時所著焉鍙を都保と訓る  
たきむ也桃華葉葉鍙舌長半舌とあきむ後まても其  
名ハ存れど形ハ古代なりしむかしをたけむとれ不  
けむハ今よりの推量よてたけむハいひがとけれど恐  
くハ後世の冠の如くやありけむ搗囊抄云く壺冠とい  
へり當世は用冠これなりと江帥記は侍りと見えたる  
まことと然るべしとて形似蟬ハ冠の形ハありし冠  
ハ既ハ鍙冠といへむその壺鍙のさま也この形とり  
も鈿の事なり鈿字も子孺と訓て推古紀ハ髻華と同し  
蟬ハ旁訓みカザリクシとあり通證ハ漢燕刺王傳を引て  
郎中侍從者貂羽黃金附蟬師古曰貂羽以貂羽為冠之羽也  
附蟬為金蟬以付冠前也といへむまた同五年二月制冠十  
 九階一曰大織二曰小織三曰大繡四曰小繡五曰大紫六曰  
 小紫七曰大華上八曰大華下九曰小華上十曰小華下十一  
 曰大山上十二曰大山下十三曰小山上十四曰小山下十五

標江職原抄本別記卷上



曰大乙上十六曰大乙下十七曰小乙上十八曰小乙下十九  
 曰立身この後まゝ天智の三年二月ふ二十六階とせられ  
 たる大織小織大縫小縫大紫小紫大錦上大錦中大錦下小  
 錦上小錦中小錦下大山上大山中大山下小山上小山中小  
 山下大乙上大乙中大乙下小乙上小乙中小乙下大建小建  
 是為二十六階焉改前華曰錦從錦至乙加六階板本六字を  
 十ふ作るも誤な又加換前初位一階為大建小建二階以此為異餘並依  
 前かく推古十二年より以來凡七十年とかりの間は四度  
 まて改めつくられて始め十二階との次は十三階との次  
 ふ十九階との次は二十六階とやうふ次第は増し加へら

れとふも既ふ功績を賞はるかこよ就て設けたまひても  
 此のづゝその殿最きざこくのたわくなくまゝは階級  
 數はくなくしてハ便ありけれむなるべし然功績を賞せむ  
 為の冠位なりふゆる皇親も及ぶされば推古十二年の  
 位階大徳を始め孝徳天智の大織等もこも臣下の冠  
 位オホキニにて親王諸王の冠位はあはれさふハ親王諸王ハ  
 大君の列はあはれて臣下とハいと異なれむ功績勲勞を積  
 たまふべき御身なるとぬゆる殊は冠位の制を用らるべ  
 きとあり祿むなりけむさむ皇親も冠のなうあり  
 といとむよさよとありは親王諸王も冠を著たまひけむ  
 こと伊弉諾尊などの如く神ははる其證あれむ露頂にて



をたうりつゝめども上よりみ如く大君オホキミの列にて階級を以てその品を定むべきふあり祓む織冠繡冠などやうの尊卑の別を建られざりしむ冠カウの事を紀に記さるるふなきそと天皇の御冠の制の所見ミエさるる理同一但天智の十年正月甲辰東宮皇太弟奉宣施行法度之事とありて細注に法度冠位之名具載於新律令と見ゆこの新律令といふ所謂近江朝廷の律令なるをそやくせようせて今傳らざれを知ぐとられども日本紀の所見を以て考ふる諸臣の冠位ハ三年に制らるる二十六階のまゝにて此時始て親王諸王の位階を定むへられたるべしかくて

此親王諸王の位階ハ臣下の如くその冠の制を以て尊卑を別つゝとあり次冠ハ親王も諸王もこゝ同物にて列位は親王と諸王とのけぢめを定られたるしとねがしくて天武紀五年は三位屋垣王また同八年は吉備大宰石川王病之薨贈諸王二位また同年は四位葛城王卒また同十一年は五位殖粟王卒たなは十二年は諸王五位伊勢王などありこれ冠制はけぢめなきゆゑ一より五までの座位を建られしものなりばやそのうち親王の位階ハ所見なげきと諸王二位諸王五位などあるを以て親王二位親王五位あり事知まらるる二位五位を載とれし一位三四位



のあり事も、たのづゝ知るゝふありばや、されを親王  
 一、一位より五位まで、諸王は一位より五位まで、合せて十  
 階を、此時そへられ、王臣合て、三十六階とせられ、なり  
 けり。天武紀四年四月の件、十一年三月の件、小紫美濃王  
 とり、見えたるいふ、大紫小紫の臣下の位  
 あり、諸王はたよふべきなり、誤字なりむ故ともれも  
 へど、二所とも同一事をかくあやまるべきあり、秘む  
 猶よく考べし、但理はれき、その後、天武十四年正月丁卯、更  
 て更なるべし、ぬ事也。  
 改、爵位之號、仍增加階級、明位二階、淨位四階、每階有大廣、并  
 十二階、以前諸王已上之位、正位四階、直位四階、勅位四階、務  
 位四階、追位四階、進位四階、每階有大廣、并四十八階、以前諸  
 臣之位と見えて、此度の改制は、王臣の爵位あはせて六十

階とされふといよく、殿最の昇降を細くみせられむが為  
 になむ。その内、皇親の爵位は、天智十年の十階、二階増加  
 したる。これまで一位二位などいへるを、明大壹淨  
 廣貳などいふ位號に改めたまひ、さて明淨とも親王  
 にも諸王にもたまひたり、たむとあはれども、これま  
 での一位二位などの如く、たのづゝ親王の然るも、續紀  
 明淨、諸王の明淨のけぢめあり、なり。  
 大寶元年三月甲午、始依新令、改制官名位號、親王明冠四階、  
 諸王淨冠十四階、合十八階、諸臣正冠六階、直冠八階、勅冠四  
 階、務冠四階、追冠四階、進冠四階、合三十階とありて、天武の  
 王臣六十階を、四十八階に減ざられ、別は外位二十階、勲位  
 十二等を添らば、その明冠四階、一品より四品まで  
 の四階、淨冠十四階、正一位より從五位下までの十四階、







時より冠を賜ふの制をとめ位記をつくらしむ。冠位の字を用ひしは官位とかく事とハなりまけり。

神祇官在所

神祇官の在所も拾芥抄に宮城内郁芳門南掖とあり大内裏圖考證も禰家所傳の官吏鈔を引て神祇官は南廳西廳刀禰殿とて有之今ハ无之北廳許有之と見ゆ伯家部類に寛永元年月日雅朝王曰神祇官ハ大内裏の辰巳なり今ハ二條通の北に當るべし其屋敷三十九年をうま以前に予が三十余の時まであり其頃ハ芝にありてありしを大閤檢地の時うは至てそれより絶つりとなると見ゆ寛永元

年より三十九年以前ハ正親町院天皇の天正十三年に當ふその頃既ニ官舎ハ廢て芝原とふれを以てこの官の衰つる所を知べしこれより以前ニ宣胤卿記に延徳元年十月云く去三月廿五日夜亥刻風雨雷鳴之尅黑雲八流靡降于齋場之兩宮并八神殿及大元宮之上其中光氣有二恐怖無極仍為汗事參入大元宮之處八神殿前大元宮後之庭上有一靈物則奉抱之安申大元宮畢云云太神宮延徳記此齋場大元宮などいふもの神祇官にありべしなり此ト部家ニ建たる名なりこれを以ても既くト部家一種の神道を興したり杞もふま延徳元年ハ上といへ天正十三年より九十七年以前なり既ふかく吉田にも八神



殿のありしを以て神祇官ハ應仁の亂後よりあるうたは  
うのさまよて年を経しこと論をまこと論これあうか  
ら朝家の陵夷より起きむこの一事よてもまことよあ  
さまかりし世の形状あきて今も憤ろくたがゆ家  
事ありは家ともし神祇官な海形の如くも残りたるむ  
とト家私よ吉田よ八神殿を建らるべきよあうざるを也  
然きとも彼延徳の怪異よことよあまし事なるむふと八  
神既よ大内を厭ひて洛外よ所を易たまひし驗とりふべ  
し其後天正十八年三月十三日よ勅許よて八神殿を神樂  
岡の社内よ祀り始らむたむこれ兼右卿の代の事なりと

れむこれよ里以前よむその社ありても淫祠なりけふ  
この時よりけむりたる官社となりよけむ萬葉緯首書云  
八神殿後陽成  
院天正十八年三月十三日ト部兼右奉勅同四月十八日奉  
遷神樂岡社内云云種季寮洛中寺院等天正年中洛外  
遷さる多けむむ神樂岡よ遷さるふと今年の事  
にべしとれを宣胤卿記よいへる八神殿ハト部家よ兼て  
造られけふ抑太政官以下の官舎等の事むむその在所を記  
ふもの也さびしてたぶ神祇官のこをかく委しく論いへるハいろ  
なるよしぞといふよ今も吉田よ八神殿ありてこれ神祇  
官なりとたがえたる人のたがふよよ里彼所よりつさ  
れしよしどもをたづねてかくハリふよあむ  
神祇官の細注よ當唐太常寺又云祠部の九字板本よあり



類從本よもあまの板本祠部の下は太常令の三字あり、これと類從本よ無けきむ削る。古本よと比べて唐名を記さば唐名ハもと拾芥抄よもとづきて、後人の記せるものあり、太政官以下も然り。周禮よ春官大

宗伯掌天神地祇人鬼之祀とあふハ神祇伯の任よや、似

たる。但神祇官よ人鬼これと事類全書よ引て、即太常卿

之任也といへる。唐百官志よ太常卿掌禮樂郊廟社稷之事

とありこれを本朝よあてて考ふる。人鬼と禮樂とハ治部

省の所掌なれむ。異朝の太常寺ハこたこの神祇官と治部

省とをあてせざるが如くあまの祠部ハ禮部よ屬せり

官よて、通典よ延載元年五月制天下僧尼隸祠部不須屬司

賓開元二十年正月制僧尼隸祠部とあふなどを以てねも

ふ。これより治部の事なり。これを太常祠部とも。神祇

官の唐名とがこ。實よこの官ハ本朝のこのものよて

異國よ准擬よべきがなき事。本文よて知べし。

中臣并朝政

天兒屋根命ハ中臣の祖なり。種子命の兒屋根命の孫たる

證ハ古語拾遺よ。令天富命率供作諸氏造作大幣訖令天種

子命天兒屋根命之孫解除天罪國罪事其事具在中臣禊詞とある。

此注の孫字よて明らかなり。但中臣系圖よハ天兒屋根命

之孫天押雲命之子也と見えたり。神武紀を考ふる。勅以菟

狹津媛賜妻之於侍臣天種子命。天種子命是中臣氏之遠祖



也。これ東征發路の御時の事なるふ。かく菟狹國造の女を賜ひて、殊寵を三軍にまめしたまへふ。執政の重臣なれむ。ふるべし。さてかく拾遺に、種子命中臣として、天罪國罪の事を掌りたまふ。いへふ。即後世にていへむ。萬機輔佐の義なり。其ゆゑいふとなれむ。古へ上下和順民庶質朴にして、無為なりける世。何の煩ハキ政をあらむ。たゞ觸穢犯罪のこの事なりけむ。故に中臣被詞ハ太古の律令なりと。既に大被執中抄開題にこれを辯たり。その天罪國罪の事を執行ひたまふ。これ朝政を執行するふ。あらむ。むやむ。但こハ古語拾遺に依て建ふ説なり。此抄に

專主祭祀事とあるハ、その天罪國罪の事のこゝにあらず。をべて天下の政事を執行ふことなり。古ハ後世とハ異にて、何事を行ふも、まづ神祇を祀りて、その御事もむけ、從へり。故に神祇を祭るが、即國政を掌る義にて、中臣の職を後世の大臣の如し。主字のうへ。一の專字を置とふ。忌部の職掌も祭祀の事。その外の諸氏にも、祭祀の事にあづかるが、たわうれど、専ら行ふハ中臣に限る。これ後世またとへていへむ。種子命ハ大臣なりけり。然るに神代紀に、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命と相並び、舊事記の神武即位の件に、天富命、天種子命を并べ記きり。古



語拾遺なるハ上件ニ引ラズガ如クかく中臣忌部と對立シ  
るハ後世の左右大臣の如くなりともいふべきさまなれ  
どもまことと然<sup>ナ</sup>マあり次中臣の職の事ハ既<sup>ニ</sup>いへ<sup>ル</sup>忌  
部ハ種々の器物を齋<sup>ミ</sup>り持つ職なるゆゑニ令條ニた<sup>と</sup>へ  
む中務の内藏縫殿内匠等を管<sup>リ</sup>民部宮内の諸司を管<sup>リ</sup>  
く惣掌<sup>ル</sup>ガ如クこれを實ハ中臣忌部ハかく別あるもの  
ふれども上代ニも尊卑上下もいちぢる<sup>一</sup>か<sup>ら</sup>ぬゆゑた  
相並<sup>ト</sup>ふ如く見ゆめ<sup>レ</sup>後世ニありて太政官と八省と  
わ<sup>ら</sup>れ<sup>し</sup>ころうへみてな<sup>ら</sup>び<sup>ら</sup>へむ中臣の職ハ官の大臣ニ  
當<sup>リ</sup>忌部の職ハ八省の卿ニ當<sup>ル</sup>べ<sup>シ</sup>然<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>バその別雲

泥<sup>ニ</sup>て更<sup>ニ</sup>並<sup>ベ</sup>載<sup>ベ</sup>き<sup>ニ</sup>あ<sup>ら</sup>ざるを<sup>レ</sup>やもと<sup>ト</sup>皇<sup>ノ</sup>准<sup>ノ</sup>后<sup>ノ</sup>  
本意祭政一致ニあ<sup>ま</sup>む祭祀を主<sup>ル</sup>人即國政を掌<sup>ル</sup>臣<sup>ト</sup>  
皇<sup>ト</sup>定<sup>テ</sup>たま<sup>へ</sup>ふもの<sup>ニ</sup>て<sup>ら</sup>る<sup>ニ</sup>忌部を除<sup>キ</sup>中臣の<sup>レ</sup>を  
載<sup>テ</sup>たま<sup>へ</sup>ふハ心<sup>を</sup>き<sup>く</sup>び<sup>あり</sup>ての事なりけ<sup>レ</sup>皇<sup>ニ</sup>  
と太玉命とを並<sup>ベ</sup>種子命と富命とを並<sup>テ</sup>左右大臣の監  
觴<sup>ニ</sup>引<sup>を</sup>たま<sup>へ</sup>る<sup>ハ</sup>これを置<sup>テ</sup>左右と並<sup>ベ</sup>る<sup>ニ</sup>如<sup>キ</sup>准<sup>據</sup>  
なきゆゑなり<sup>そ</sup>の<sup>よ</sup>り<sup>一</sup>彼<sup>條</sup>の<sup>標</sup>注<sup>ニ</sup>い<sup>へ</sup>り<sup>但</sup>神<sup>武</sup>の<sup>御</sup>  
代<sup>ニ</sup>大<sup>伴</sup>物<sup>部</sup>擢<sup>用</sup>ら<sup>レ</sup>て<sup>よ</sup>皇<sup>後</sup>政<sup>事</sup>ハ<sup>彼</sup>二<sup>氏</sup>ニ<sup>歸</sup>  
て<sup>中</sup>臣<sup>忌</sup>部<sup>ハ</sup>た<sup>の</sup>づ<sup>ら</sup>り<sup>祭</sup>事<sup>の</sup>こ<sup>ト</sup>あ<sup>づ</sup>る<sup>ニ</sup>や<sup>う</sup>な  
る<sup>ニ</sup>け<sup>り</sup>され<sup>ど</sup>な<sup>ら</sup>ば祭<sup>政</sup>一<sup>致</sup>の<sup>本</sup>を<sup>を</sup>忌<sup>ま</sup>ざ<sup>り</sup>  
1. 後世の如<sup>く</sup>な<sup>ら</sup>ばあ<sup>ら</sup>ざる<sup>ニ</sup>  
其<sup>の</sup>も<sup>太</sup>政<sup>官</sup>條<sup>ニ</sup>注<sup>き</sup>り<sup>也</sup>  
朝政とハ朝廷の政事といふ事なり朝廷とハ早朝ニ出仕  
る系所なる<sup>よ</sup>り<sup>也</sup>舒明紀ニ群卿及百寮朝参已懈自今以







へ不説もあらず。後漢書に倭國入貢などあるを始の例に引とる書共もあれどもこれハ筑紫の内なる酋長等ガ私遣ハもその使にて朝廷の御使ハ關係する事ハさき共隋はあらずそのより予委しく征韓記原より一にさき共隋はほどなく亡びられむ唐の代に至りいよく睦しくなせたまひて御使を去むく遣はれらば彼方の官名を以て此方の官名に當いふこともむ孫と李唐の制に依たりけり故に唐名とはいへ不なむ然るに錦所翁の所藏本なる藤原貞幹の奥書凡例より各官下不注本位及唐名是爲准后公舊と見えれば相當の位と唐名とを記するも後人の志おさなる事疑ひなしとてハ論はる不足といへども中古より或ハ式部卿親王を李部王といひ或ハ定家

中納言を京極黃門といへる類の事ども多くてこれらたゞ父雅のうへの私稱なるを後人その由を辨へど公事を用ふるはりき位署も唐名を記するがち見え殊に武家ごまなどにてハ中將少將といふも羽林次將といひ侍從といふも拾遺補闕よりみづ正しとねがえたる人多し忝くもとが皇朝より賜はせる所の美稱をらざるは異國の官名に換むといふハ抑いさなる僻事ぞそれ誠は彼方の稱の此方の官にかなはざることあらめ弁疑云異朝歴代の官と本朝の官とその職せよりりて異なるものあり各一朝ごとく本朝の諸官其職掌相似



たふを配して注はとも必符合はべうらひ況此抄一本は  
 混し何ぞ事くは分明なりべりむや爰は元慶八年九月  
 廿九日管家奏議曰本朝太政大臣可當漢家相國等又唐六  
 典云三師訓導之官大抵无所統職無其人則闕之三公論道  
 之官大抵無所不統職故不以一職名其官已曰无所統職又  
 稱無其人則闕之可以唐三師當太政大臣唯我朝制令之意  
 大乖唐令條何者唐三師三公獨專其官不備尚書省之官負  
 我朝之太政大臣雖無分掌猶為太政官之職事云々如此の  
 議あり餘官もまた合或は不合多し容易に唐名を講説し  
 るは非なり冀くは異邦の人よこが本朝の官位の號を被

せむことをといへりこの奏議ハ三代實録管家文章等  
 載りたりこれむらまはつても管公の學ひぬへる所  
 こを經濟有用の事なるを知るは足れり或問云も一然ら  
 む此方の官名を彼方の官名に比擬はるは更は理なき事  
 なむ歟予答云能く彼と此とを合を看はれのづら當  
 るも無きまはあらざるべし今按は太政大臣の唐名ハ尚  
 書令なるべし歟杜氏通典ハ大唐尚書令朝服鷩冕八旒七  
 章三梁冠武德初太宗為秦王時嘗居之其後人臣莫敢當故  
 龍朔三年制廢尚書令といへるを思ふは三師よりも相國  
 大尉等よりも尚書令いとよく當れり此外も委く彼此を



校へ勘へなむ合否いくつも出来べられど畢竟徒らなる論なれむ大概を知てありぬべし事也。

神璽

予この比門生の需に依て此抄を講したりしは神祇官の章なる崇神天皇漸畏神威引本神威ニ畏レと點キ下ニ畏美と訓へし并疑云ニと點ルととハ戰慄の意ニハ神祇の文に依て神威乎崇神とも謚し奉れり號の意ニカキヌぬものをヤ鑄改鏡劍云々の節に至て神器ハ三種なるを准后云々鏡劍の之を載たよへふといふと問ふ人ありまた神器と二種なること此文よても灼きを三種とりよめるハいふととりよ人もありていとわしきありそひ出来たり

を掛巻もかゝる皇統の御璽とあり神寶の御上をいやし口よいひさためむこといとわしきありれどその書を讀みしその義を正さむと且ハ志のうけをよあらばやと思ひ起して彼是の證文を引し堅固の愚按をかきつけたるを今またこの別記より崇神紀六年先是天照大神倭大國魂二神並祭天皇大殿之内然畏其神勢共住不安故以天照大神託豐鍬入姫命祭於倭笠縫邑云々これ鏡劍の大内を離て他所に遷坐したまへる始なり但鑄改の事ハ正史に所見なし倭姫世記に六年己丑秋九月改令齋部氏率石凝姥神裔天目一箇裔二氏更鑄改鏡劍以為護身



御璽馬是今踐阼之日所獻神璽鏡劍是也。謂名内侍所とも  
 ともかく。此時鏡劍を鑄改め神代の古物をむ。豊鍬入姫  
 託て笠縫邑ハ移し坐しめしよ。皇以来朝廷に留まりませ  
 ぶ。ハ改鑄の新物なれど。神璽の御代官オシロツキなるゆゑ。後まで  
 も神璽之鏡劍ハハひなりけり。此外ハ八尺曲玉ヤサカマカタマをも神  
 璽といふ。公式令ハ天子神璽と見えて。註ハ寶而不用とあ  
 る是也。その曲玉ハ古事記天孫降臨の章に賜其遠岐斯ハ  
 尺曲璫鏡及草那藝劍と見えたる曲璫の事にて。遠岐斯ハ  
 遠岐と招禱なり。斯ハ過去をいふ辭にて。されハ日神の磐  
 戸閉たまへ。皇しを皇賢木の枝に曲玉と鏡とを掛け招禱

出まぬらせし吉瑞の物にて。それよ皇以来鏡ハ日神の御  
 靈の代となり。玉ハ天皇の御魂の鎮となして。標注令義解  
 校本の別記  
 ちる鎮魂祭の条と合せ見れば。二ながし輕重なき寶なかり。日神の御靈  
 ハ天子のいそく畏れたまふ物なるゆゑ。崇神の御代に  
 同殿を憚りて。別所邑笠縫に移したまへ。子なり。玉ハ御正身  
 の護身なるかゝり。御在所を放ちたまはむ。故に御代官の  
 らせたる崇神天皇よ皇以後。今に至て。神代なかりの靈物存  
 まはぐ。崇神天皇よ皇以後。今に至て。神代なかりの靈物存  
 1. 先帝よ皇後帝へ御手づゝとつひむ。皇に傳させた  
 まへむ。殊にこれ一種にかぎるて。神璽とハひひなりけり。  
 さて鏡を内侍所と稱するハ。やゝ後の名なり。はづれハ内裏



とも某殿某舎などあまの屋宇もなくて同殿にたも  
 ましけむを後主上の御在所ハ仁壽殿後世ハ清凉殿鏡劔の御  
 在所ハ温明殿と定りて内侍これを守護し奉ふこれに依  
 て温明殿を内侍所といふ内侍所はたもよみゆゑに鏡  
 劔をもやがて内侍所と申奉る直ち其物をさぐりて其所  
 をささふハ尊てなりけむ劔ハ始め御鏡をさへて笠縫邑  
 に移し彼所よままた伊勢をもさへて移したるけむを日  
 本武尊東征の時たまはまて携へたまへまけふ凱旋の  
 をま尾張にわをれ置たまへまよま熱田の宮と齋きて  
 日神の御許をは離れたまへりこれに依りて朝廷なる御

代官ミロツキの劔も鏡と一所にたもよみけむ彼踐阼に奉神璽  
 之鏡劔といふも一所に藏たるを忌部の取出て奉るなふ  
 べく世記に神璽鏡劔是也謂名内侍所とある即鏡劔をひ  
 とつみ内侍所といへふても一所にたもよみ事知  
 りる然るみ内侍所といへむた御鏡の事との心得  
 たるハ御鏡が主にて劔ハこれに添たふものなれむあり  
 さふハ崇神紀なる以天照太神託豊鍬入姫命祭於笠縫邑  
 とあるも垂仁紀に天照太神託于倭姫命云々とあるも紀  
 の文のうへに日神の御事のこの如くなれど劔の添たま  
 へふ證ハ日本武尊の神宮より賜たまへふて知きた



まかく神代なぐらの神璽の鏡劔ハ日本武尊の故事より  
 伊勢と尾張とに別きたまへれども御代官オシロツキの神璽の鏡劔  
 と古ハ内侍所ニひとつにたもつ事明らくな事を  
 一つのほどよる内侍所を離て別なまへまけむ建  
 曆御記賢所の章ニ御辛櫃二合又五合太刀契鈴印也とあ  
 る二合を一合ハ鏡一合ハ劔なまべいと或説よいへき共  
 年中行事秘抄云天徳四年九月廿三日今夜亥二刻内裏焼  
 亡十月三日己巳略中去月廿四日依宣旨御坐内裏賢所三所  
 奉遷縫殿寮賢所三所一所鏡件御鏡雖在猛火上而不一所  
 眞形無損長六寸許也一所鏡已涌亂紀云日本紀畧もまた小右

記寛弘二年十一月十五日内裏焼亡十七日定申神鏡焼亡  
 の件ニ村上御記を引て鏡三面伊勢太神紀伊國ヒシマノクニカス日前國懸  
 云くとあるに依きと一合ニハ伊勢の御代官の鏡を藏ら  
 せ一合ニハ日前國懸の御代官の鏡を藏られて劔ハこの  
 中ニハあつたも也既ニ天徳寛弘の比よりまも以前ニ離き  
 たまへふなるべし下ニ引る天徳焼亡のをりなどみも寶  
 内侍所を離きたまへる也但天慶元年記ニ齋辛櫃二合  
 自往昨神明在内侍司相傳曰伊勢大神之分身也ち  
 西宮記内侍所奉遷他所の件ニも辛櫃二合と見えとれど  
 これらハ三面ニヤ一面ニヤ委しくいひとねむ知ぐと  
 一も一面なりむハ一合のうとハ劔辛櫃ともいふめ  
 秘抄小右記の説とばかりさたうなれむ三面といふ  
 然るに小右記寛弘二年十二月十日頭中將示送云



神鏡昨奉移但開舊御辛櫃特奉納新辛櫃之間忽然有日光  
照耀内侍女官等同見神驗猶新最是足恐驚者也云抄云

或記云十二月九日奉移神鏡於東三條開舊櫃特奉納  
新調韓櫃之間忽然有日光照耀内侍女官等恐驚之この

記どもはた新辛櫃とのこありて何合となきを以て思  
ふよ此時よ至一合よなれりとねがしきを建曆御記よ二  
合とあゝきたまへふと寛弘焼亡よ至以前の諸記よ依を  
たまへふものあるべしと滋野井公麗卿ののたまへふと  
る事なりそれよ至以来の所見ハ壽永の兵亂よ西海よ至  
還御のを至を始めこふ一合なまさて御劍の別所よ離き  
たまへる事その年紀さたらあはれといへども西宮記元

日節會の件よ天皇出御内殿

内侍二人持神璽寶劍立前後

と見えて當時

既よ主上の護身として節會あどのまがはとの出御  
もも附添たまへふを思へど劍の内侍所を離きこよへふ  
と當時よまもや以前の事なるへ江家次第讓位の件  
よ若御別所者大臣以下令賣璽劍於近衛次將就新帝御所  
進之其儀如行幸自畫御座入夜御殿置之また天皇御内殿  
内侍二人執神璽寶劍候太子昇後候東階下中新帝下拜舞  
内侍等以神璽等相從新帝就御在所奉置これら皆劍の主  
上の御許よねがして内侍所よハ藏ちりたりぬ證ふ  
且長和五年正月廿九日の小右記よ内侍二人進出取寶劍



璽箱等云々とある年月を記する書にてハこれらの所見  
 や始なるべし然るに劔璽ハ常といづくもたしむるは  
 とりふも夜御殿に安置したまへふあり上件に引る江家  
 次第に入夜御帳置之と見えまた建曆御記に夜御殿御枕  
 有<sup>二</sup>階奉置神璽寶劔皆有覆蕪芳也<sup>一</sup>御枕とハ御頭の方と  
 一てハ主上東方を頭として卧たすふその御枕の方二  
 階の御厨子ありて上階に寶劔下階に璽箱を置きたまふ  
 但然劔を上璽を下したるをみたりたしむるは證文ハいま  
 だ見當らばといへども建曆御記に御劔壽永入海紛失之  
 後院御時以後并餘年被用清涼殿御劔仍以璽為先而兼元  
 讓位時有夢想自伊勢進之已來亦准寶劔以劔為先とあり  
 清涼殿御劔と書御座御劔の事なりこれに寶劔に准へ  
 て璽と共に持しめられたまへ共寶の寶劔なりぬがゆゑに先  
 としむるはぬふしむるは然共文治二年四月七日の玉葉  
 二天皇出御南殿内侍二人相從前後内侍取璽後内侍空

手寶劔未歸座以前年來之例如此と見えたとむ書御座御  
 劔と寶劔に准へて持しめられたまひし事始のほどとなり  
 正月三日天皇御元服の件に御劔間事自舊年有沙汰又夜  
 前被<sup>二</sup>問入<sup>一</sup>只今又神祇太輔兼友泰御直廬申龜ト趣御劔  
 事可<sup>二</sup>被<sup>一</sup>用畫御座御劔之由事切畢日來璽箱為先之内侍持  
 之<sup>二</sup>行幸時立<sup>一</sup>右方而被<sup>二</sup>用畫御座御劔者璽如元在前<sup>一</sup>劔可有  
 御後歟中略仍御劔在御後また三長記に建久九年正月十  
 一日土御門院天皇受禪の件に次神璽次御劔寶劔沈海底  
 之後被<sup>二</sup>用畫御座之御劔也<sup>一</sup>などハ皆畫御座御劔なりこれ  
 之寶劔なりぬゆゑに璽よりも輕しとて後<sup>二</sup>持しめ<sup>一</sup>給  
 へりこれに實の寶劔なりむも璽よりも重なりし理  
 にて上階に寶劔下階に神璽と安置されたるふふべし  
 さてか主上の御許にてハ璽よりも劔のかとを重なり  
 たまふさよなるハ璽ハ御身より屬る物劔ハ神明に添たす  
 へる寶ふれむなり實ハ璽劔と次第あるべし其由下とい  
 へとあふなどを以て知へかくてこの三種の次第を定  
 むるハ鏡の第一なる事いとむも更なり  
 天照太神の御璽  
 の賢所なれむ也







二種神寶授賜皇孫永為天璽所謂神璽鏡劔是也など此外  
も日本紀のうち所云は鏡劔の事を云て玉及ハざる  
があるを以て三種ハありて二種也といふ説もあまど  
これハ内外表裏のけぢめよつて三種二種の別あるこ  
とを辨へざる人のいひ出さるなむ歎上件よつむら  
いへる如く鏡ハ天照大神の御靈なり劔ハこれよ添たま  
へるものよて尊とさハたたまへども共ハ外なり表  
也故よ上古ハ踐阼の時よ御鏡を内侍所より出し御劔と  
共よ即位の御徵信として忌部を以て新帝の御前よ奉ら  
る踐阼とハ即位の事なり令義解よ天皇即位謂之踐阼

位也とあるが如し後よハ踐阼と即位と別よなりて踐阼  
とハ讓位の御事讓國といふも同一よて其讓位のをよ劔璽を新  
帝の御許へつらハさる事ハ上件よ引る儀式の讓國儀  
及江家次第讓位の件の如くなれども二書ともよ御即位  
の時よハ劔璽のことも鏡の事も更よ无くて大嘗會のを  
よ此事あり即儀式の踐阼大嘗會條よ神祇官中臣捧賢  
木入自儀鸞門東戸就版跪奏天神之壽詞忌部令奉神璽之  
鏡劔これなり鏡ハ温明殿よ坐て動きたまハぬ御寶と定  
まらまど大嘗會の時よハ古風を失ハドとてなぬ取出て  
形の如きの式を行ハるべし然即位の日よあるべ



き事の大嘗の日まなれふのたがひハあきども孰きふ  
 ても玉を鏡劔と共に奉りきたまハぬ事ハ疑ひな  
 こ不ハ玉ハ宸儀守護の御寶にて内なる裏なれを也故  
 祝詞令拾遺の如きハ皆外と表とをいへふものにて同  
 令條にて公式令ハ天子神璽寶而不用とある至てハ  
 内と裏とふねよべふ也もし鏡劔のこを神璽といふ公  
 式令の神璽ハ何とせむ神祇令義解ハ此以鏡劔稱璽と  
 あり此字ハ神祇令の此條にて  
 璽といふハ鏡劔の事なりといふ意あり此字ハ彼字と對  
 比する此よ外にも璽といふものあるべしそハこの公  
 式令の玉璽を彼とこれらをして三種なりといふ説の正  
 とせふなりけむ  
 一をを知べしちと鏡玉の劔よても重きを知べし

或云よことユ此説の如くならべし然るふ八尺瓊の  
 曲玉ハその質玉あるがゆゑユ神代のまじりて虧損  
 けり事なりふべしむさるハ石帯の玉はる名物  
 を火も焼くべしといふむりまかれむ然あるぬべし  
 理なれど八咫鏡草薙劔ハ其質いつきも金鐵の類  
 一あきも千萬の年を経るほどハ虧も損も  
 べきを神宮なる御靈代ハ更にもいと内裏に  
 一まに御代官も一度だハ修補あり事を聞ふこと  
 いかなるやむ予答て云くそハまつ伊勢尾張  
 二のうれぬへ不御事のうへどもハ暫く置べし内裏



なる鏡劔とても崇神以來の靈物なれど、虧損をも繕ひぬハぬガ、かへりて崇敬の至なるべき事、古書どもこそその徴見えし。建曆御記賢所の章、天徳焼亡、飛懸南殿、櫻小野宮、大臣請袖也。長徳焼亡始、雖焼無闕損。有諸道、勘文公卿、勅使始有宸筆、宣命于時、殿中光耀、知御躰不變、長久焼亡、少納言經信欲奉出、火盛不合期、而有光入唐櫃、實不焼とか、とたよへふよ依きむ、神威嚴ふして、度々の炎上も遁きぬへふやうなき、かくて今この御記を古書どもよ合と考ふよ、天徳の度ハ焼損しぬハと事、諸記も明々なき、寛弘二年の度

御記は長徳焼亡とあるハ、即寛弘二年十一月十日五日の焼亡の事なり、階梯ハ寛弘の作也、

燒無缺損と見え、また江家次第も、寛弘焼亡始、燒給、雖然圓規不闕とある、但圓規ハもとのまじなり、火中ハ涌亂したまへふゆゑ、百練抄、寛弘三年七月三日の條、諸卿於御前定申、諸道勘申、神鏡可鑄改哉、否事定間、三尺餘、蛇自御在所、庇落庭中、登自南殿北階、赴西不見、可謂神不受非禮と見えて、鑄改らるべしといふ議もあま、かど、神蛇の奇瑞に依てやこよけ、神不受非禮の文ハ心を著て、改鑄のよろしくぬを、知べし、其後同抄、長久元年九月九日、皇居上東門院燒



亡内侍所神鏡在灰燼中燒損遣藏人頭左中將資房左  
 少將經季等令求之僅奉得御躰燒損五寸許即奉畏入折櫃  
 又得一切二三寸許其体燒損不分明云々次得二三寸許各  
 段也又如金玉之物數粒得之隨又奉加入彼櫃下中  
 春記云此時の事を委くいとゆくり其文云く漸  
 令掃却爐火奉堀求之間先得御辛櫃金物以之知其所  
 仍奉求間僅奉堀得御躰燒殘五寸許掃部女官先得此躰即  
 奉畏縮入折櫃又得一切二三寸許也其躰燒損不分明云々  
 次得二三寸許各段也又如金玉之物數粒得之隨又  
 奉加入彼櫃也予見之非無其恐とあるを以て見れば

この時ハ燒損ハき一也御記云實不燒とかくを給へ  
 不ハ事の狀の忌一を憚せたまひてなる一年中  
 行事秘抄云灰有光集之入唐櫃と見え古事談云於燒  
 跡奉求御躰殘玉金之類と見え古今著聞集云その燒  
 こと給ひし灰を取て辛櫃に入奉て今に云々  
 是也と見え皆此度の事をいへるなり  
 や灰むかまなせ給ひとましても神靈ハ缺損  
 なられたるその燒殘まゝ物にてたりぬべし何奈改め  
 鑄らるべし事のありむ春記の長曆四年八月廿四日  
 の條上件といへる長久元年の燒亡これなり長僕  
 曆四年十一月改元ありて長久とるなり  
 定申云天徳之比已在火焰中而不失其躰今又有此難  
 已燒失是非主上之咎世運漸澆之次第也以人工奉鑄



神鏡最不可然。殘躰是上計也。此間七八尺許。神蛇自簷落來入内侍所。滿坐知有徵驗。已又奉遷。件鏡之日。神光照堂。爰知愚案叶神意矣。仍遂不被改鑄也。と見也。かく再度まで神蛇の奇瑞ありしを以て。改鑄をぐくぬ事。全く神の御慮出ると辨ふべし。さるハその御鏡より次なる寶劔にては。同記の長曆三年十一月四日の件。此間自内有召。被仰云。寶劔柄方乃加不止。乃固乃釘乃片。抜落了。是先日事也。仍假以糸結之也。以釘可新固歟如何。此由今明間。示關白并右大臣。可令定申之者。予即退出申。金吾命云。延木御時。有被改鑿御宮緒

事。頗可准也。但彼覆物外也。是以凡銀新加入。最有憚歟。只以糸可結也。抑先申。關白殿可左右也。者六日右府被奏云。今以凡銀新作。加最有憚。神鏡不加金之例也。只以糸能結。最可吉也。内侍可結也。之由有可許。と見えたる。加不止。乃固乃釘。とハ柄頭を固たふ釘にて。いたゆる。曹金なり。これが一ツ抜落たるをも。凡銀を以てハ補ひ修らるるより。さよりの御定にて。かくおて舊物のみを尊ひたまふハ。も一後世。鏡劔を鑄改むといふ者のあるより。きりもあゝぬを。豫め推量り禁めたる。せたまへる御事なるべく。さるハ此記文の中。神鏡



不加金之例也とあるを合を看ても三種ともまたい  
いとなく舊物を傳へるふが古の朝廷の御おきてな  
るを知べし。

祭主

大鹿島命為祭主云々倭姫世記は垂仁天皇二十六年詔而  
大鹿島命於祭官定賜とありこれを垂仁紀にあてせ  
考るは二十五年二月五太夫は詔て禮祭神祇の事ありて  
大鹿島命やがて五太夫の内一人なりその次は三月丁  
亥朔丙申離天照太神於豊邦入姫命託于倭姫命爰倭姫命  
求鎮坐太神之處而詣菟田筱幡更還入近江國更廻美濃到

伊勢國時天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢國即常世之浪  
重浪歸國也傍國可憐國也欲居此國故隨大神教立其祠於  
伊勢國これ依まむ二十五年の事也世記は二十六年と  
あまの合をいふとれ共大和より近江美濃と所を經廻し  
給ひし海ども八月日過て二十六年なれりけむを二十  
五年の下よふと経て書かなむべしさてとまどけなく  
紀年の體裁またがへるやうなれど太古の事あるがちよ  
とがめがし即一書した丁巳年秋九月甲子遷于伊勢國  
渡遇宮とあり丁巳ハ長曆を以て推さふ二十六年なり世  
記の紀年は符へるそもく伊勢の神宮大和の都の東にあ



これむ。主上朝ごとし。日影のまづ出る方むむひて。禮拜  
 したまへりけむ。即神宮の禮拜をもつ。祿たまへふなり。  
 けむを。今京遷りたまひて後。正東の御拜。神宮の方  
 角。叶ハ。故。異方むむせぬ。一。太神宮を古書と  
 あり。これ。建曆御記日中行事等を見て知べし。朝日の御  
 拜。ハ。や。背けふ。あ。ど。や。職官志。夫大和之東為伊  
 勢。天日之所先見。而日神之廟已在焉。といへふ。よことよこ  
 りことなり。伊勢。鎮坐したまへふ神の御慮。豈徒なる事  
 なり。むやと。

大鹿島命ハ。系譜に依る。天兒屋根命十代の孫なり。古注

もこれ。同一。然ども祭主の始といふ事ハ。所見あり。太神  
 宮例文。祭主次第を舉て。御食子大連を始とせり。これを  
 その細注。二十一世孫とあり。儀式帳解。雜事記景行三  
 年。始令祀神祇。仍定置祭官職一人。今號祭主是也。とあり。始  
 ハ祭官と云て。これ今世といふ祭主なり。とことわき。心  
 をつくべし。漸。事委。く。なりて。官職も備。き。世。至。て。  
 御食子をその始とし。推古天皇元年任。在任十六年。と。例文  
 といへ。ま。ど。な。祭主の稱を。と。負。き。た。祭官と唱。ら。る。  
 次。國子國足大島祭官なり。天武元年。國足の一男  
 意美麻呂を任。祭官を改て祭主と。け。る。よ。見。え。ら。り。と



あまのつれを祭主ハ意美麻呂ニ始まると祭官ハ御食子ニ  
起きと大鹿島の代ニハいさどかニ不稱あるべくもたぶ  
え次准后いづなる書ニ依てかゝたまへる歟もしくハ  
垂仁廿六年ニ伊勢の神宮建立なるとその年の禮祭神祇  
の事を詔たまへる五大夫の内ニ大鹿島命ありて此人中  
臣氏なれど神宮建立の最初ニ祭主ニありたる者ニ  
と推量てかきぬへるなりむ歟その後葉代ニ祭主として  
他氏ニ補らるるが更ニなきは禊事記天徳の比祭主公節  
といひし者も橘氏なりしを大中臣氏を犯して祭主と  
なりしよし天下静なりとざるよしを載て被始置祭官職  
之後於大中臣氏之外以他姓者未被補任之例乎といへる  
よて知へし。

標注職原抄校本別記卷之上



標注暗原抄本別記卷上

三

Handwritten marks at the bottom left of the left page.



